

## 議会運営委員会行政調査報告から

### 【奈良市】

#### 議会改革について

##### 1. 議会改革について

###### (1) 協議経過

###### ① 議会制度検討特別委員会の設置

議員、議会が果たしている役割をより分かりやすく市民に伝え、見える制度とすることが必要と考え、時代の流れに即した議会制度の改革を推進し、現状の議会制度全般にわたり調査・検討を行うことを目的とし、12名の委員をもって平成23年7月に設置された。

○傍聴を認め、原則公開とし、会議の進捗状況や提出資料を全てホームページ上に掲載

○全会一致の合意形成を目指す。会派・無所属議員の持ち帰りによる作業を経てなお合意に至らない場合、委員会条例による多数決で決する。

○各会派・無所属議員から議会制度に関する検討課題と優先順位を取りまとめ、優先度の高い項目から協議を行う。

###### ② 議会制度検討特別委員会における主な協議項目及び決定事項

###### ア 本会議に関する「ホームページ広報」について

⇒掲載内容・・・市長提出議案（当初提出，追加提出等全て），質疑・一般質問通告一覧表

###### イ 本会議における傍聴人への議案書の貸し出しについて

⇒23年12月定例会から実施。事務局への申し出により貸出。（15部程度 返却要）

###### ウ 委員会のホームページ広報

⇒常任委員会会議次第を会議の2日前までに掲載。委員会配付資料を会議終了後に掲載。

予算決算委員会要求資料を掲載（24年9月から）

###### エ 「本会議生中継映像のインターネット配信」について

###### オ 「委員会生中継映像のインターネット配信」及び「オンデマンド配信」について

⇒奈良市議会が開催する本会議，委員会（常任委員会，特別委員会，議会運営委員会），全員協議会を市議会ホームページで生中継する。

また，会議終了の約1週間後（土日祝除く）から録画映像を配信する。

###### カ 意見書の取り扱いについて

⇒従来，非公開の幹事会で協議調整を行っていたものを，協議は全て議会運営委員会で行うこととした。文案は，会期中に議会運営委員会の委員で構成される「意見書等調整会議」（非公開）を複数回開催し，調整が行われる。文案の整理ができ，全会派の一致をもって議会運営委員会で決定，本会議へ提出される。なお，議会運営委員会でまとまらなかった意見書について，反対会派は議会運営委員会で理由を述べる。

###### キ 役員改選（正副議長選）の改革について

⇒24年6月定例会から，正副議長選挙において立候補制を導入

公職選挙法及び地方自治法の趣旨に反しないよう，議会運営委員会で立候補予定者が示され，本会議を開会，すぐに一旦休憩とし，休憩時間中に議会運営委員会室で立候補者から所信表明を行う。再開後，選挙を実施する。立候補者以外の者への投票も可能。

⇒26年6月定例会から一部変更。

議会運営委員会で会派から立候補者を表明し、立候補者を擁立した理由を説明する。

本会議では一旦休憩をとって、議会運営委員会室において立候補者の氏名のみ表明し、所信表明は行わないこととなった。

ク 審議会への議員参画の見直しについて

ケ 役員改選（正副議長選挙や正副委員長互選）後の控室の挨拶回りの慣例について

コ 会議中における情報通信機器の持ち込みについて

サ 全員協議会に関する会議規則の検討

会議規則において「協議又は調整を行うための場」に規定されている全員協議会に加え、新たに議員総会を設け、会議の目的を整理する改正を行うべきと決定。

[全員協議会] 市政の重要課題、災害対応、議会運営上重要事項等

[議員総会] 初議会運営（25年8月12日に初開催）

## 2. 議会報告会について

**根拠** 奈良市議会基本条例第12条第3項

⇒議会は、その説明責任を果たすため、少なくとも年に1回、議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。

**運営** 議員が中心となって実施

⇒議会基本条例に基づく広報広聴委員会で企画立案を行い、資料の準備や会場の設営、参加者の誘導など、議員全員で行っている。

**内容（構成）** 二部制で実施

○第一部：議会報告（30分） 新年度予算案を中心とした定例会における審査状況を報告

○第二部：意見交換会（60分） 事前に寄せられた質問を中心に意見を交換

**会場** 市庁舎大会議室にて開催（※平成28年度は5月20日（金）の午後7時から開催）

⇒中継、録画が可能であり、当日来られなかった方にも見ていただけるというメリットがある。

（市議会ホームページにて報告会の生中継、録画の配信を実施）

**周知方法** 議会だより、議員による声かけ、報道機関への情報提供

**当日資料** 市議会の概要、3月定例会の概要、予算審査特別委員会の概要をまとめた冊子、議会報告会に関するアンケート、市議会だよりを配付

**開催後の報告** 議会報告会での質疑応答の要旨や参加者アンケートの結果を取りまとめた冊子を市庁舎窓口や公民館等に配置

**反省点・課題**

○参加者の確保について

⇒第1回の約80人に対して第2回が約60人と参加者が減少したことから、第3回の開催に当たっては、配布するチラシ等を大幅に増やし（1,800枚→20,000枚）、自治連合会を通じてすべての自治会に回覧をお願いするなどしたもの、結果としては約70人と10人の増に留まった。

○議会報告と意見交換とのバランスについて

⇒第1回では第一部の報告の時間が長すぎて第二部の意見交換の時間があまりとれなかったことから、第一部を短くしてでも質疑の時間を確保しようということやってきたが、本来は報告会なので、議会から積極的に報告する内容を充実させるべきであるといった意見もある

ところである。ただ、一度に多くの話をしたところで伝わりにくい部分もあることから、報告はできるだけ絞った内容にして、意見交換や質問の時間に重点が置かれつつあるというのが現状である。

### 3. 一問一答選択制の運用について

一括質問一括答弁で行うか一問一答で行うかの選択を行い、通告書を提出する。

一括質問一括答弁及び一問一答方式の議場における登壇は下記のとおり

一括質問一括答弁方式 ⇒ 従来どおり	一問一答方式 ⇒ 質問回数は無制限。ただし、質問時間は、従来の各会派、議員の持ち時間とする。(答弁含む)
○議員（1問目）登壇 ↓ ○理事者（1問目答弁）登壇 ↓ ○議員（2問目、3問目）自席 ↓ ○理事者（2問目答弁、3問目答弁）自席	○議員（1問目）登壇 ↓ ○市長（1問目答弁）登壇    ○市長を除く理事者（1問目答弁）自席 ↓ ○議員（2問目以降）自席 ↓ ○理事者（2問目以降答弁）自席

※質問時間（代表質問：各会派60分 個人質問：各会派ごとに「1人15分×会派の人数」を割り振り。無所属議員は1年間で60分）

#### ○メリット

- ・一括質問一括答弁方式は、予定している質問をすべて言い切ることができる。
- ・一問一答方式は、質問に対してすぐに答弁いただくことで、議論を深めることができる。

○一括質問一括答弁方式と一問一答方式の複合はできない。

○質問時間については、代表質問、個人質問とも、従来通りの持ち時間で実施する。(答弁含む)

(留意事項) 通告書は、十分な答弁を得るために、大項目だけではなく質問の要旨まで記載する。

#### これまでの実施状況について

開催年	会 議	質問者数 (代表・個人計)	一問一答方式を選択した議員数	
			代 表	個 人
平成25年	6月定例会	13人	1人	1人
	9月定例会	16人	1人	2人
	12月定例会	19人		5人
26年	3月定例会	21人		2人
	6月定例会	18人	1人	3人
	9月定例会	21人		2人
	12月定例会	19人		3人
27年	3月定例会	22人		4人
	6月定例会	16人		3人
	9月定例会	19人		2人
	12月定例会	17人		4人
28年	3月定例会	18人		4人
	6月定例会	17人		2人
合 計		236人	3人	37人

※25年6月定例会は前任期，25年9月定例会以降が当期

#### 4. 情報通信機器の持ち込みについて

平成24年7月27日開催の議会制度検討特別委員会において、本会議、委員会へのパソコン、タブレット端末の持ち込みについて、検討議題に上げることで合意形成された。

24年10月12日開催の議会制度検討特別委員会において、「会議中における情報通信機器の使用基準（案）」について協議、了承された。

24年12月定例会より、議場・委員会室での持ち込みの試行が開始。

（改選後）25年8月28日開催の議会運営委員会において、25年9月定例会で、引き続き、持ち込みについて試行実施することで決定。

##### ○運用、議会側の対応

会議中における情報通信機器の使用基準（24年10月12日施行 下記参照）の運用開始を受け、執行部においてタブレット端末の導入及び無線LAN環境の整備が行われた。（25年3月定例会から利用開始 議会側ではハード面の整備等は行っていない）

#### 会議中における情報通信機器の使用基準

##### 1 用語の定義

- (1) 「会議」とは、本会議及び委員会（分科会を含む。）をいう。
- (2) 「情報通信機器」とは、パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話をいう。

##### 2 会議中に情報通信機器を使用するに当たっての留意事項

- (1) 音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行わないこと。
- (2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
- (3) 審議・審査中の情報を外部に発信しないこと。
- (4) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などへの投稿をしないこと。

##### 3 違反行為に対する措置

議長又は委員会の委員長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命じるものとする。

##### 4 基準の適用範囲

この基準は、議員、理事者、議会事務局職員及び市政記者について適用する。

##### 5 施行年月日

平成24年10月12日

#### 5. 文書による質問について

議員は、奈良市議会基本条例の規定に基づき、文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。市長等は、質問を受けたときには、速やかに回答しなければならない。

議員の質問及び市長等の回答についてはホームページで公表している。

（質問、回答とも紙の文書をPDF化したものを掲載）

### 文書による質問に関する基準（抜すい）

- 基準で定める文書質問とは、一般質問の内容に相当する程度の事項について、文書により市長等の見解を質し、又は情報提供を求めることを目的として閉会中に行われるものをいう。
- 所定の様式の文書質問票に所定事項を記入し、議長に提出しなければならない。
- 議長は、当該質問票の写しを市長等に送付し、回答を求める。
- 議長は、質問票の写しを全議員に送付する。
- 文書質問ができる回数は、1議員につき年4回以内 1回当たりの質問件数は1件とする。
- 回答期限をおおむね2週間を目安として指定することができる。
- 市長等から回答票の提出を受けたときは、その写しを速やかに質問した議員に送付するとともに、全議員に送付する。
- 質問票及び回答票について、議会事務局で保存させる。
- 質問票及び回答票の内容を、市議会ホームページで公表する。
- 基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度議長が議会運営委員会に諮って定める。

## 【下関市】

### 議会改革について

#### 1. 議会改革の取り組みについて

- (1) 合併前の旧下関市における取り組み（主なもの）
- ・一般質問の活性化（一問一答方式の採用，質問席の設置）
  - ・委員会のモニター放映（常任委員会，特別委員会）
  - ・各種審議会等への議員の参画の見直し
  - ・市出資法人調査特別委員会の設置 など

- (2) 合併後の取り組み（主なもの）

#### 平成19年

正副議長選挙における立候補制の採用

- ・議員2名の推薦人を付けた「立候補届」を提出し，議会運営委員会で立候補者を確認。
- ・所信表明は議場で開催する全員協議会で，届け出順に5分程度行う。（市民の傍聴，テレビモニターによる放映及びインターネット中継を認める）
- ・立候補に当たっての所信表明は議長候補についてのみ行う。

#### 平成20年

##### ① 決算の審査方法の改善

	変更前	変更後
1. 議案の提出方法	一般・特別会計を1つの議案として提出	当初予算と同様，会計ごとに，それぞれ独立した議案として提出
2. 議案の提出及び審査時期	9月定例会に上程し，閉会中に審査	9月定例会の会期中に上程・審査
3. 議案の付託先	一般・特別会計と企業会計の2つの決算審査特別委員会を設置し付託	一般・特別会計は特別委員会を設置し付託，企業会計は常任委員会に付託

##### ② 人事案件における所信表明

議会の同意を要する特別職のうち，副市長，監査委員，教育委員会委員については，再任の場合を除き人事議案の上程される議会の会期中に，全員協議会を開催し，事前に候補者本人の所信を聞くこととした。

##### ③ 委員会開催通知等のメール配信

従来，郵送により通知をしていた委員会の開催通知等の連絡文書については，携帯電話，もしくはパソコンへのメールにより通知（従来通りの方法を希望する議員を除く）することとした。

#### 平成21年

##### ① 議会改革に関する調査特別委員会の設置

議員定数，政務調査費，報酬，費用弁償等のあり方を調査するため，2月定例会で設置。10回の委員会開催を経て，12月定例会で，特別委員長が調査結果を報告。

（主な内容）

- ・議員定数の見直し 4人減（38人→34人）
- ・政務調査費は現状維持（ただし，使途等細部について別な協議の場で検討すべき）
- ・費用弁償の見直し

② 農業委員会委員の候補者の見直し

議会の推薦する農業委員会委員4名のうち、1名を女性農業者から選出することとした。  
(従来は4名とも議員の中から推薦。23年の改選時から、2名を女性農業者から選出)

平成22年

○議長交際費のホームページ等への公表

4月1日以降に支出した議長交際費を市ホームページで確認できるほか、市政情報閲覧コーナー(市役所本庁舎本館1階ロビー)や議会事務局で閲覧できるようにした。

平成23年

① 市議会ホームページの充実

市議会ホームページのトップページを全面リニューアルするとともに、キッズページ、議会刊行物、可決した意見書・決議、委員会視察の報告等のコンテンツを追加。

② 委員会記録の積極的な公開

23年以降の委員会記録については、別に閲覧用の記録を作成し議会図書室で自由に閲覧できるようにした。

また、情報公開条例に基づく22年以前の委員会記録の公開請求に対しては、事務手続き等の見直しにより、原則、即日対応(閲覧・写しの交付)することとした。

平成24年

① 下関市議会基本条例の制定

議会が取り組んできた議会改革をさらに進化させ、住民自治の時代にふさわしい地方議会のあり方を探り、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会を確立するため、議会基本条例の立案を目指すことを目的に「議会基本条例立案に関する調査特別委員会」を23年3月28日に設置し、6月からは、ほぼ委員のみで毎月委員会を開催して協議を重ねた。

条例素案をもとにパブリックコメントや市民説明会での意見を取り入れ、24年第1回定例会において賛成多数で可決し、4月1日から施行した。

※条例制定に伴い、4月から以下のことを実施

<委員会の原則公開>

市民に開かれた議会運営を行うため、地方自治法で公開が定められた本会議に加え、4月から、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も原則として公開することとした。

- ・委員会室での直接傍聴を可能とする(人数制限あり)
- ・委員会のインターネットによるライブ、録画中継配信を開始(同時に複数の委員会が配信される場合には、放送設備のある1委員会のみ配信)

<議会広報の充実>

従来の「議会だより」に加え、年4回(6月、9月、12月、3月)、一般質問や代表質問の特集を新たに行い、議会広報を充実させることとした。

<市民と議会のつどいの実施>

「2. 市民と議会のつどい(議会報告会)の概要」にて後述

<議員研修会の開催>

議員の政策立案能力などの資質向上のため、年1回以上の議員研修会を実施

② 下関市議員政治倫理条例の制定

下関市議会基本条例第19条第2項の規定に基づき、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の運営に貢献することを目的として、議員が果たさなければならない最低限の責務について規定している。また、議員が遵守事項に違反している疑いがあると認められる場合、市民や他の議員が調査を請求できる手続きも規定。

議会基本条例と同じく、24年第1回定例会において可決し、4月1日から施行した。

③ 議案等に対する各議員の賛否の状況の公開

第1回定例会分から、各定例会・臨時会における議員の個人の各議案に対する賛否の状況をホームページに掲載

④ 委員会記録のインターネット公開

インターネットで本会議録及び委員会会議録（常任・特別）を公開しているが、これに議会運営委員会の委員会記録を新たに追加（24年4月～）

⑤ 議案のホームページ上での公開

第4回定例会から、開会前の議運終了後、市議会ホームページで議案のPDFデータを公開することとした。

⑥ 議会開催日程等の広報媒体の拡大

第1回定例会分から、本会議の開催日程等について、従前の市報及びホームページでの告知に加え、NHK地上波デジタルのデータ放送（26年9月まで）、市役所前の太陽光発電インフォメーションシステム及びコミュニティ情報プラザLED情報掲示板（JR川棚温泉駅前）においても広報することとした。

平成25年

① 政務調査費収支報告書及び「政務活動費の手引き」のホームページへの公表

24年度の政務調査費収支報告書（領収書を除く）を市ホームページで確認できるようにした。また、政務活動費の使用に関し、必要な事項を定めた「政務活動費の手引き」を市議会ホームページでも公開することとした。

② 代表質問の見直しと関連質問の開始

議会基本条例において、「代表質問の初回質問を除き一問一答の方式」と定めたことから、一括質問・一括答弁としていた代表質問の見直しをすることとし、各会派の持ち時間についても協議を行った。従来は、会派の所属人数の多寡にかかわらず一律で120分としていたが、国会等を参考に、大会派と小会派とで質問時間を変えることとした。

具体的には、代表質問の合計時間である720分（各会派の持ち時間120分×6会派）を、議員数34人で割った時間が21分であることを基礎に協議を行い、1人あたり20分×会派人数（会派人数が5人を超える場合、6人目から1人当たり10分を加算）により、各会派の代表質問の持ち時間（答弁を含む）を算出することとした。さらに、質問形式の拡充のため、各会派の持ち時間の範囲内で関連質問ができることとした。

平成26年

① インターネットライブ・録画中継の拡充

議会の本庁舎新館移転に伴い、原則としてすべての本会議及び委員会のライブ及び録画中継を行うこととした。あわせて、スマートフォンやタブレット端末で視聴できるように、Ustreamによるライブ中継やYouTubeによる録画中継を行うこととした。

平成27年

① 下関市議員政治倫理条例の改正

市との契約に関して制限を受ける親族等の範囲を広げるとともに、その制限を自粛から辞退にと、より厳しい内容に変更することとした。（次期改選から）

## 2. 市民と議会のつどい（議会報告会）の概要について

### (1) 実施状況

市政のいろいろな課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員と市民が情報や意見を交換できるよう、平成24年から行っている。

#### 市民と議会のつどい 実施状況

開催年		開催日	場 所	参加人数
平成24年	第1回	6月28日（木）	市民会館 中ホール	約200人
	第2回	11月18日（日）	生涯学習プラザ 小ホール	55人
		11月25日（日）	川棚公民館 講堂	31人
			菊川総合支所 第1会議室	33人
平成25年	第3回	11月1日（金）	吉見公民館 講堂	58人
		11月8日（金）	市民会館 中ホール	32人
		11月15日（金）	豊田図書館 視聴覚室	26人
平成26年	第4回	7月25日（金）	川中公民館 講堂	20人
			勝山公民館 第1研修室	58人
		8月1日（金）	市民会館 中ホール	31人
		8月22日（金）	長府観光会館 2F	42人
太陽館（滝部公民館）	25人			
平成27年	第5回	10月16日（金）	彦島公民館 5階1・2研修室	26人
		10月23日（金）	小月公民館 3階講堂	51人
		10月30日（金）	市民センター 講堂	65人
		11月6日（金）	山口県立下関武道館 会議室	21人

※地域のバランスを考慮して実施している（4年の任期で全地域を一巡）

※事前の周知、広報や資料作成等、議員が中心となって実施している。

### (2) 概要

#### ○アンケートの実施について

出席者に対し、アンケートを実施し、議会報告会、市議会、市政運営に対する感想や意見を記載していただき、回答をホームページで公開するほか、支所等の窓口でも縦覧に供している。

#### ○持ち帰りとなった事項への対応について

質疑はその場での回答を基本としているが、持ち帰りとなった事項についてはホームページ上に回答を掲載する。インターネットの閲覧ができない市民のために、紙の冊子も作成し、公民館等で閲覧に供している。

#### ○市民からの要望

報告は短くてもよいので、質疑に時間をかけてほしい。

#### ○改善点と対応について

- ・見直しの必要がある点等については、議運でとりまとめ、改善に取り組んでいる。

具体例として、どの会場でも年配の男性の割合が多い傾向があり、「固定客」も見受けられることから、幅広い層からの参加をいただくため、各種団体への参加の呼び掛けや市内の高校で実施するなど、新たな取り組みを行っている。（28年7月には、市内の高校で3年生を対象に実施）

- ・実施要綱の策定については賛否が分かれており、現在のところ策定されていない。